ＤＨＮＷ、ＸＥＡＭ17Ｒ－ＳＷＤＭＮＷ、ＸＥＡＭ17Ｘ－ＳＷＤＨＮ、ＸＥＡＭ17Ｘ－ＳＷＤＭＮ

○国土交通省告示第九百六十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十二月二十八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43＊156Ｒ00／00＊0098＊00	Ｒ156　ソフトウェアアップデート　トヨタＥＡＭ１Ｘ	トヨタ　ＸＥＡＭ12－ＭＷＤＨＮ、ＸＥＡＭ12Ｌ－ＭＷＤＭＮＷ、ＸＥＡＭ12Ｒ－ＭＷＤＭＮＷ、ＸＥＡＭ17－ＭＷＤＨＮ、ＸＥＡＭ17Ｌ－ＭＷＤＨＮＷ、ＸＥＡＭ17Ｌ－ＭＷＤＭＮＷ、ＸＥＡＭ17Ｒ－ＭＷＤＨＮＷ、ＸＥＡＭ17Ｒ－ＭＷＤＭＮＷ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百六十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十二月一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀ＴＤⅡ－112	運行記録計　デジタル式運行記録計　ＯＤ420ＪＰ	なし	株式会社Ｗｉｌｌ　Ｓｍａｒｔ　東京都江東区富岡２－11－６　ＨＡＳＥＭＡＮ　ＢＬＤＧ　５－１

○国土交通省告示第九百六十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十二月二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43＊155Ｒ00／03＊0097＊00	Ｒ155　サイバーセキュリティー　レクサスＨＸＥ３（ＪＰ）	レクサス　ＡＶＥ30－ＢＥＸＬＨ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百六十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十二月二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43＊156Ｒ00／00＊0097＊00	Ｒ156　ソフトウェアアップデート　レクサスＨＸＥ３（ＪＰ）	レクサス　ＡＶＥ30－ＢＥＸＬＨ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百六十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十二月三日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ－3344	一酸化炭素等発散防止装置　レクサス　６ＡＡ－２ＡＲ－ＦＳＥ１	レクサス　６ＡＡ－ＡＶＥ30	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百六十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十二月三日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ－3345	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　２ＷＧ－３ＧＤ－ＦＴＶ	トヨタ　２ＷＧ－ＧＤＢ100、トヨタ　２ＷＧ－ＧＤＢ110、トヨタ　２ＷＧ－ＧＤＢ120、トヨタ　２ＷＧ－ＧＤＢ100Ｖ、トヨタ　２ＷＧ－ＧＤＢ110Ｖ、日野　２ＷＧ－ＧＤＢ100Ｍ、日野　２ＷＧ－ＧＤＢ110Ｍ、日野　２ＷＧ－ＧＤＢ120Ｍ、日野　２ＷＧ－ＧＤＢ100Ｙ、日野　２ＷＧ－ＧＤＢ110Ｙ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
㊀Ｇ－3346	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　２ＷＧ－３ＧＤ－ＦＴＶ１	トヨタ　２ＷＧ－ＧＤＢ100、トヨタ　２ＷＧ－ＧＤＢ110、トヨタ　２ＷＧ－ＧＤＢ120、トヨタ　２ＷＧ－ＧＤＢ100Ｖ、トヨタ　２ＷＧ－ＧＤＢ110Ｖ、日野　２ＷＧ－ＧＤＢ110Ｍ、日野　２ＷＧ－ＧＤＢ120Ｍ	〃

○国土交通省告示第九百七十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十二月五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｒ－36	後方視界看視装置　バックアイカメラシステム　ＣＪ120―8700	なし	クラリオンライフサイクルソリューションズ株式会社　埼玉県さいたま市中央区新都心７－２

○国土交通省告示第九百七十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十二月九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之